資料３－２

推定規定の検討にあたって

民放在京キー局５社

同時配信等の権利処理上、最も深刻な問題は？

　同時配信等サービスにおける、権利処理上の最も大きな問題は、写真・記事・映像・絵画等、外部から調達する借用素材の権利処理です。これら借用素材については、集中管理を行う大きな権利者団体が存在しないため、配信にあたっては一件一件個別に許諾を得て、条件や対価の交渉を行わなければなりません。**同時配信等でフタ被せが発生する原因の多くは、この借用素材の問題にあります。**

　民放在京キー局５社は、同時配信等で権利の問題によってフタ被せ等が発生し、放送と比べて著しく情報が不足した番組が配信されるという事態は、極力避けたく、また何よりも視聴者の利益に繋がらないと考えています。

放送番組で使用する借用素材

　放送番組では、海外素材から視聴者提供素材、ＳＮＳへの投稿まで、個人や企業を問わず第三者からの借用素材を多数使用しますが、放送までの限られた時間内で、それぞれ要望の異なる相手先と許諾の有無や対価等条件の確認・交渉を行うのは極めて困難です。

　また、**入手した素材の中には、許諾範囲が放送に限られるものや、ネット配信の許諾が明確に得られていないものが存在します**が、生放送の報道・情報系の番組では、素材の到着時に配信の許諾が確実に得られていることが分からない場合は、放送までの限られた時間で放送・配信双方の許諾を取ることは物理的にも難しく、その場合はそもそもの使用を断念する、もしくは配信ではフタ被せの処理とならざるを得ません。

推定規定に期待する部分

　中間まとめで提案をいただいております「推定規定」は、「放送及び同時配信等に係る許諾権原を有する者が、放送番組での利用を認める契約を放送事業者と締結するに当たり、別段の意思表示をしていない場合には、放送だけでなく同時配信等の許諾も行ったものと推定する」ものであり、特に許諾範囲が曖昧なケースにおける借用素材の権利処理円滑化に効果を発揮するものと期待しています。

　但し、新たに制度を創設するのであれば、放送事業者としては、是非とも使い勝手の良い制度としていただき、極力視聴者に不利益が生じないよう、フタ被せの問題が解消する方向で検討いただきたいと願っています。

推定規定における論点①

以下、推定規定におけるいくつかの論点について、民放在京キー局５社の考えを記載します。

1．推定規定を及ぼす範囲

☞ 中間まとめでは、推定規定を及ぼす範囲について、「『追っかけ配信・見逃し配信まで推定を及ぼすことが可能か否かについては、法制的な観点からの精査も行う必要がある』と記載されています。民放在京キー局５社による同時配信等サービスのビジネススキームは現状固まっていませんが、**同時配信を実施した番組は、そのまま追っかけ配信・見逃し配信へとサービスを移行していくことが想定されます。**仮に推定規定を及ぼす範囲が同時配信のみであった場合は、追っかけ配信・見逃し配信用には編集やフタ被せを施した別素材を準備する必要が生じるため、放送と同時配信等の一体的な運用には少なからず支障が出ます。また、対象とならないサービスについては、視聴者の利便性に答えられない場合があると考えます。新たな制度が限定的な効果にとどまることのないように、同時配信のみならず、追っかけ配信、一定期間の見逃し配信までを対象に含めていただくことを要望致します。

推定規定における論点②

２．推定に係る条件

(1)推定規定の利用者について

☞　推定規定を利用する放送事業者側に求められる条件として、
・同時配信等を業として実施していること
・その旨を権利者が把握できるよう一定の方法で公表していること
などが検討されていますが、**放送番組を製作するのは放送事業者に限らず、放送局から委託を受けた制作会社が、制作会社の責任のもと、放送番組を製作する場合があります。**
　同時配信等サービスの実施主体が放送事業者であることとする条件については問題ありませんが、番組制作者は必ずしも放送事業者とは限りませんので、制作会社が番組を製作し権利処理を行う場合にも、推定規定が働くように制度検討いただきますよう、お願い致します。

推定規定における論点③

(2)放送事業者側に求められる条件について

☞　放送事業者側に求められる条件として、

・契約に当たって「放送」のみ行う（「同時配信等」を行わない）旨を明示していないこと

が検討されていますが、**素材の借用元が外国であったり、代理店を介して写真や映像を入手していたりすることも多いため、必ずしも原権利者が把握できないケースも起こり得ます。**推定に係る条件の設定が厳しくなればなるほど、現行の契約上の許諾との差はなくなり、権利処理の手続きが煩雑化します。

　制度設計にあたっては、視聴者の利便性向上のためにも、処理の手続きが可能な限り簡便になるよう検討いただくことを要望致します。

推定規定における論点④

３．推定が覆り得る事情（考慮要素）の例

(1)権利者が同じ放送事業者との間の過去の契約交渉において同時配信等を明確に拒否する旨の意思表示をしていた場合について

☞　権利者が過去の同様の契約交渉において、同時配信等を明確に拒否する意思表示をしていたからと言って、次回の契約時にも同時配信等を拒否するものとは限りません。特に借用素材については、同一の借用素材を同一の番組で同一の条件で再使用するようなケースは非常に稀であり、**借用する素材、番組、使用方法、使用尺、対価などもケース・バイ・ケースで異なります。**条件等の同意を見ない場合はやむを得ないと思いますが、単に権利者が過去に同時配信等を拒否していたことを理由に、推定を覆すことができるということになると、放送事業者にとってリスクが高すぎるものと考えます。

推定規定における論点⑤

(2)権利者に支払われた対価が、明らかに「放送」のみを行う場合の水準であった場合について

☞　**現在の見逃し配信の市場規模は地上波放送に比べてわずか100分の1程度です。**同時配信を加えても、この比率が大きく変わることは期待できず、現在の市場規模においては、対価が「放送」のみの場合とほぼ同水準であることが必ずしも不合理とは言えません。無論、市場規模はサービスの浸透度合いによって変わるものであり、権利者全般との協議によって支払われるべき対価の相場も、次第に変わっていくものだと思っております。したがって、（事前協議が難しい）推定規定と言っても、単に支払われた対価の水準をもって、「推定が覆り得る要素」とすることは、制度やサービスの利便性を損なうものであり、逆に市場が成熟していない中で、同時配信等の使用料の高騰を招きかねないものと危惧します。

最後に

　若者のテレビ放送離れが進む中、テレビ視聴の多様な選択肢を通じて、放送番組をこれまで通り多くの方々にご覧いただき、それによって、相応の対価が権利者の方々へ支払われることは、権利者の皆様の利益にもつながるものと考えます。著作物の権利保護への影響を考慮しつつ、コンテンツの流通及び視聴者の利便性の向上に資するように、また放送事業者にとって使いやすい制度となるように、制度設計を検討いただきますよう、何卒宜しくお願い致します。